

老後の生活と女性の働き方

松本源太郎

はじめに

1 高齢者の生活と経済

- (1) 高齢化の現状
- (2) 高齢者の生活
- (3) 高齢者の所得・資産
- (4) 高齢者の「豊かさ」

2 女性の雇用環境

- (1) 女性の労働参加
- (2) M字カーブの変化と有配偶者の労働力
- (3) 女性の結婚と労働

3 働く女性の経済状況

- (1) 女性の就業形態
- (2) 男女の賃金格差

4 わが国の年金制度と女性の老後

- (1) わが国の年金制度
- (2) 女性の年金
- (3) 女性の年金分布

5 女性の働き方と年金

結びに代えて

はじめに

われわれは、生まれてから死ぬまでさまざまなリスクに直面している。病気や事故、失業や高齢化などがそれである。それらのリスクは人生の各段階においてあらわれ、個人として対応することが基本であるが、リスク負担を軽減するさまざまな社会制度を整備してきた。個人の責任に帰すことのできないリスクもまた多いからで、国民はすべて社会保障制度の傘に守られていることになっている。たとえそれが最低限の「保障」であったとしても、である。国民のほとんどは、公的保険制度を利用した上で自主的に保険や貯蓄などを組み合わせて、さまざまなリスクに対応しているのである。

急速な少子高齢社会に突入しているわが国では、公的保険制度の中でもとくに年金制度の問題は国民の関心が高い。本稿では、女性がもっと社会で活躍できるファンダメンタルズとしての年金制度の問題を考える。なぜなら、男性よりも長命の女性にとっては、「長生きのリスク」もまた大きく、老後の暮らしが年金制度に大きく依存しているからである。

また、主婦の労働供給が扶養控除制度や社会保険料負担に依存していることは明らかであるが、第3号被保険者の問題のように女性の社会的活躍を左右するものもまた、年金制度である。マクロ経済的観点からは、少子高齢社会になればなるほど高齢者の消費や貯蓄行動が影響力を増し、現役世代の経済的成果が高齢者の「暮らし」に大きく依存するようになり、「将来が現在を左右する」関係となっている。

2016年7月12日の日本経済新聞は、2016年度の「経済財政白書」の内容に関連して、若年世代が将来への不安を強めていることに言及し、若年世代の不安が、景気の緩やかな上昇にもかかわらず消費が上向かない一因となっている、との記事を掲載している。その「不安」は、GDPの約2.5倍ともいわれる公的債務であり、また社会保障における世代間の負担の不公平感、公的年金制度への不信感が源である。公的債務は、直接的には、過去の現役世代（現在の高齢者）が享受した経済的利益であり、それが現

役世代に配当されることが確かかどうか、一般の国民には不明である。公的年金制度については、世代間の不公平を否定できない。若年世代が不安をもつことに不思議はない。

では、若い世代がそれら不安の源である社会保障制度や公的年金制度の仕組みについて関心をもっているかという、それは疑問なしとしない。マクロ経済的側面からも、若年世代こそ、社会保障や年金保険制度の仕組みや現状に関心をもち、将来不安を軽減するように行動してもらいたい。とりわけ、男性よりも「長生きのリスク」に対応しなければならない女性にとっては、現役から引退（高齢）期までの長いスパンでよりよいライフサイクルを考えなければならない。しかし、現役世代の、とくに若い世代の女性にとって、引退した老後の暮らしをイメージし、さらに一人暮らしをイメージするなどして人生設計を考えることは稀なように思われる。

その一方で、「高齢社会白書」によれば、高齢者の平均所得、暮らし向きについての意識、平均貯蓄残高などの指標は、現役世代と比して遜色のない水準にあるという評価がなされている。果たしてそうであろうか。高齢者は現役世代に比して、所得、貯蓄残高等の「分布」に歪みが大きい。とくに高齢者の単身世帯の経済状況は、平均水準とは大きく異なっており、男性よりも平均で約8年間長生きのリスクに直面する女性にとっては、高齢者の経済と生活について実態をつぶさに確認する必要があるだろう。私はこのような認識に立ち、「老後の暮らし」と「現役時代の働き方」について連関性を念頭に置きつつ現状を整理し問題点を明らかにするために、本稿を著すこととした。

そのため、公的年金の世代間の負担の問題、年金財政、マクロ経済学的観点からの経済成長との関わり等の問題は扱わない。年金保険制度の財政・世代間の負担の公平性について包括的で重要な政策提言を行っているのが八田・小口（1999）、保険の経済学的機能を背景にわが国年金制度の問題点を指摘しているのが田近・金子・林（1996）、小塩（1998）、西村（2000）である。公共政策の中で年金保険制度の問題を取り上げているのが野口（1984）、井堀（1996）、年金制度の各種パターンを詳細に分析し政策的インプリケーションを導出しているのが今泉（2004）である。また、

清家・山田（2004）は、高齢者の意識調査を含め、わが国の年金制度が高齢者の労働供給に及ぼす影響を分析し、在職老齢年金制度などの問題点を明らかにしている。本稿ではこのような著作に屋上屋を架す愚を避け、女性の働き方と高齢になってからの経済状況に焦点を当てた。

次節では、高齢社会の現状と高齢者の生活と経済を把握する。世界で最も長命の日本女性は、それだけ大きな長生きのリスクに直面しなければならない。実態として、女性の老後とくに一人暮らしの老後の生活は厳しい。わが国の年金制度は果たして一人暮らしの女性の生活を守るような仕組みとなっているのだろうか。

第2節では、女性が現役から高齢期を通じて、社会的に活躍する主体としてどのような意識（希望）をもっているか、希望と現実の間にどのようなギャップがあるかを確認する。第3節以降では、わが国の年金制度を含め、公的年金に頼って暮らす老後について「長生きのリスク」にどのように対応するかという観点から、現状の問題点を明らかにする*。

1. 高齢者の生活と経済

(1) 高齢化の現状

総務省によれば、2015年10月1日時点でわが国の総人口は、1億2711万人。65歳以上人口は3,392万人、75歳以上人口は1,641万人であり、それぞれ総人口の26.7%と12.9%である。65歳以上の高齢者人口の総人口に占める比率を「高齢化率」と呼ぶが、それが年々上昇し2015年時点で過去最高の26.7%になっている。

高齢化率は今後も上昇を続けることが明らかであるが、65～74歳人口における「性比」（女性人口100人に対する男性人口）は90.4であるのに対し、75歳以上では性比が63.1となる。つまり、75歳以上の「後期高齢者」人口では、女性の割合がいっそう高まり「一人暮らしの女性高齢者」が増えており、この傾向も続くのである。「高齢社会白書」では、女性一人暮らしが高齢者人口に占める割合について、2010年の20.3%から2035年には23.4%へ上昇すると予測している（男性については2010年の11.1%か

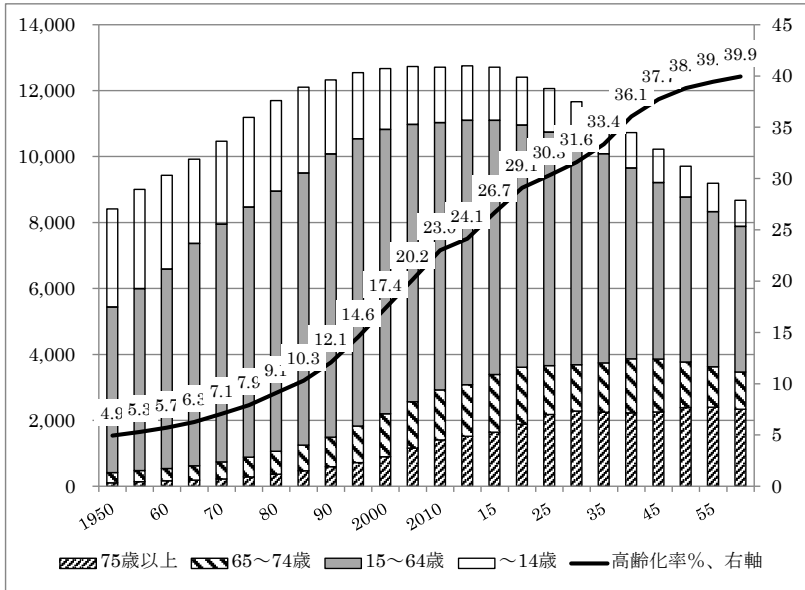
ら 2035 年の 16.3%への上昇と予測)。

また、「国勢調査」によれば、2010 年のわが国の一般「世帯総数」は 51,842 千世帯で、うち 65 歳以上の世帯員のいる世帯は種別を問わず 19,338 千世帯である（つまり、高齢者のいる世帯数が総世帯数の 37.3%に及ぶ）。「夫婦と子供」という二世帯世帯は年々減少し、65 歳以上の「女親と子供」世帯が増加し、2010 年では 2,532 千世帯になり、「男親と子供」世帯数 329 千世帯を大きく上回っている。さらに 65 歳以上の単独世帯が 4,791 千世帯で増加しつつあるのである（つまり、一人暮らし高齢者世帯は総世帯数の 9.2%、65 歳以上の高齢者のいる世帯数の 24.8% を占めるのである）。

わが国の人口構成の推移は、図 1 のごとくである。終戦直後の 1950 年当時 4.9%であった「高齢化率」が 2015 年では 26.7%に上昇したが、さらにこの傾向は加速し 2035 年には 33.4%、2060 年には約 40%まで高まると予測されている。この少子高齢化の推計から、労働力人口の減少や潜在成長率の低下が危惧されているのである。

しかし他方で、高齢化が経済に及ぼす影響については異なった見方もある。わが国は高齢化と「少子化」が同時に進行していることから、就業者が扶養しなければならない世代の割合は、高齢化率に比してそれほど高くなく、経済成長への影響もそれほどではないのではないのか、という見解である。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を用いて表 1 より 15～64 歳の「生産年齢人口」の総人口に対する比率をみると、1950 年の 59.64%が 2015 年には 60.64%となり、ほとんど変化していない。ラフな見方として、少子化によって扶養される人口割合はそう増えずに、総人口に占める生産年齢人口の割合がほとんど変化していないのだから、就業者の負担もそれほど問題とならないのではないのか、ということであろう。

図1 人口構成（万人）：左軸と高齢化率（％）：右軸



出所) 総務省「国勢調査」、2020年以降は推計であり国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より松本作成。

しかし、1950年当時と異なり、現在では、高等学校の義務化といわれるほど、9割を超える中卒者が高校に進学し、6割を超える高卒者が大学等の高等教育機関に進学している。これらの実態を考慮すれば、扶養される人口割合が増え、実際の生産年齢人口の総人口に対する比率は10ポイントほど低下するであろう。

表1 高齢化の推移と将来推計：単位 万人、%

年	15~64歳	~14歳	総人口	高齢化率%	総人口に占める 生産年齢人口	[幼少人口+高齢人口] / 生産年齢人口
1950	5,017	2,979	8,412	4.9%	59.64%	67.67%
2015	7,708	1,611	12,712	26.7%	60.64%	64.92%
2060	4,418	791	8,673	39.9%	50.94%	96.31%

出所) 総務省「国勢調査」、2060年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による推計であり、松本作成。一部抜粋。

表1に14歳以下の幼少人口と高齢人口の合計を生産年齢人口で除した数値を示せば、1950年には67.67%、2015年には64.92%であったものが、2060年には96.3%にまでなると予想される。生産年齢人口一人で〔幼少人口＋高齢者人口〕一人を扶養する時代が来るのではないか。高校以上への進学の実態を考慮すれば、生産年齢人口の肩にのしかかる高齢者と幼児・生徒の扶養負担は非常に重くなるのである。2016年10月27日の日本経済新聞は、総務省2015年の〔国勢調査〕確定値から、75歳以上人口が14歳以下人口を初めて上回ったことを報じている。よって、わが国の高齢社会の厳しい現状認識を変更することにはならないのである。

(2) 高齢者の生活・・・家族に支えて欲しいが、一人暮らし女性の増加

マクロ的にみた高齢社会の現状が上記のごとくであった。では、高齢者の生活についてはどのような特徴があるであろうか。

まず言えることは、65歳以上の高齢者を抱える世帯数の増加である。2010年国勢調査の結果は既に示した。2016年現在、わが国の全世帯数は50,431千世帯であるが、65歳以上の高齢者のいる世帯は増加し続けて総世帯数の46.7%、23,572千世帯である。65歳以上高齢者については、子供との同居が減少し、夫婦2人暮らしや1人暮らし世帯が大幅に増加している。1980年当時は夫婦のみや一人暮らし世帯が高齢者世帯の約3割弱だったものが、2016年には55.4%までに増加しているという。

65歳以上の高齢者がいる世帯について、一人暮らしの割合が増加し、2010年において高齢者人口に占める割合は31.4%、うち男性の一人暮らしが11.1%で、女性が20.3%を占める。すでに2003年（平成15年）の「高齢社会白書」では、2000年時点で女性の高齢者が配偶者に死別している割合が46.1%、離別している割合が3.5%であり、配偶者のある割合が45.5であるとされていた。先に述べたことと考え合わせると、とくに高齢の女性一人暮らしがさらに増加することが確実であろう。

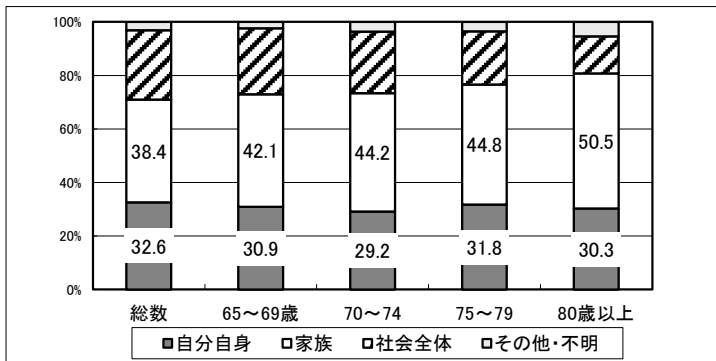
2000年時点の高齢者の家族構成も、年齢階層および男女別で大きく異なる。年齢が高いほど子どもとの同居率は高く、65～69歳で男性が42.2%、女性が42.3%であるのに対し、80歳以上で男性が53.7%、女性が

69.0%となっている。その一方で、先述のように、2010年の高齢者人口に占める一人暮らしの割合は、男性で11.1%、女性で20.3%であったが、2035年においてはそれぞれ16.3%、23.4%に上昇すると推計されている（「高齢社会白書」より）。

2002年の内閣府「社会意識に関する世論調査」では、高齢期の生活の支えについて、20歳以上の男女を対象としたアンケートを行っている。世代全体では、「社会全体での支え」が25.9%を占め、「家族による支え」が38.4%と最も割合が大きい（総数）。その一方で、65歳以上の高齢者の社会意識は「家族の支え」に頼るところが大きく、高齢になるほどその傾向は強い（図2）。2002年時点の高齢者の期待は、果たして実現しつつあるのだろうか。

表2をみよう。現実には、2002年調査時点の高齢者の期待と反していることが示される。全体として高齢者のいる世帯割合が1980年の24.0%、2000年の34.4%から2014年には46.7%に急増しているが、2014年の高齢者の「単独世帯」は1980年の6.55倍、2000年の1.94倍、「高齢者夫婦のみ世帯」は同様に1980年の5.25倍、2000年の1.71倍へ増加しているのである。これに比して伝統的な「三世帯世帯」は減少の一途である。

図2 高齢期の生活の支えについての意識（2002年調査）



出所) 内閣府「高齢社会白書」(平成15年版)より作成。源資料は、内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成14年)より、松本作成。

注) 全国20歳以上の男女を対象とした調査結果。

表2 高齢者のいる世帯数と全世帯に占める割合（千、％）

	単独	夫婦のみ	親と未婚の子のみ	三世代	その他	高齢者のいる世帯数割合（％）
1980年	910	1,379	891	4,254	1,062	24.0
85年	1,131	1,795	1,012	4,313	1,150	25.3
90年	1,613	2,314	1,275	4,270	1,345	26.9
95年	2,199	3,075	1,636	4,232	1,553	31.1
2000年	3,079	4,234	2,268	4,141	1,924	34.4
2005年	4,069	5,420	3,010	3,947	2,088	39.4
2010年	5,018	6,190	3,637	3,348	2,313	42.6
2014年	5,959	7,242	4,743	3,117	2,512	46.7

資料）厚労省「国民生活基礎調査」より松本作成。

わが国は高齢者人口が増加しているだけではなく非結婚・晩婚化が進み少子化も進行している。高齢者がその生活において家族の支えをもっとも頼りにしたいと期待しても、それは難しく、高齢者夫婦のみや単身世帯の増加が明らかである。高齢者の4～5割が、「家族の支えを頼りにしたい」と希望してはいるものの、現実には、自分自身で老後の生活を支えなければならぬケースが増加しているのである。

（3）高齢者の所得・資産

2000年には、高齢者世帯の年間平均所得は319.5万円で、全世帯平均616.9万円の半分程度であった。ただし、世帯人員が異なるので1人当たりで見ると、高齢者世帯では203.6万円と全世帯の平均212.1万円とそう大差はない。高齢者世帯の所得は公的年金・恩給に大きく依存しているが、稼働所得も65.6万円と所得の20.5%を占める（表3）。

これら種別の所得金額は、2013年になるとそれぞれ減少する。高齢者の年間総所得は300.5万円と19万円の減少である。最も大きなマイナス要因は、稼働所得の10.6万円の減少である。そのためか、2000年には、公的年金・恩給の総所得に占める割合が65.8%であったが、2013年には67.7%に上昇している¹⁾。

表3 高齢者世帯の年間平均所得・内訳

区 分	平均所得金額 (2013年。カッコ内は2000年)			
		一世帯あたり		1人当たり
高齢者世帯 1.56人	総所得	300.5万円	(319.5万円)	192.8万円 (203.6万円)
	稼働所得	55.0万円	(65.6万円)	
	公的年金・恩給	203.3万円	(209.8万円)	
	財産所得	22.9万円	(25.0万円)	
	年金以外の社会保障給付金	3.4万円	(5.2万円)	
	仕送り・その他の所得	16.0万円	(13.9万円)	
全世帯 2.58人	総所得	528.9万円	(616.9万円)	205.3万円 (212.1万円)

出所) 内閣府「高齢社会白書」(平成27年版)より作成。

原資料は、厚生労働省「国民生活基礎調査」より、松本作成。

注) 高齢者世帯とは、65歳以上のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。カッコ内は、2000年数値。

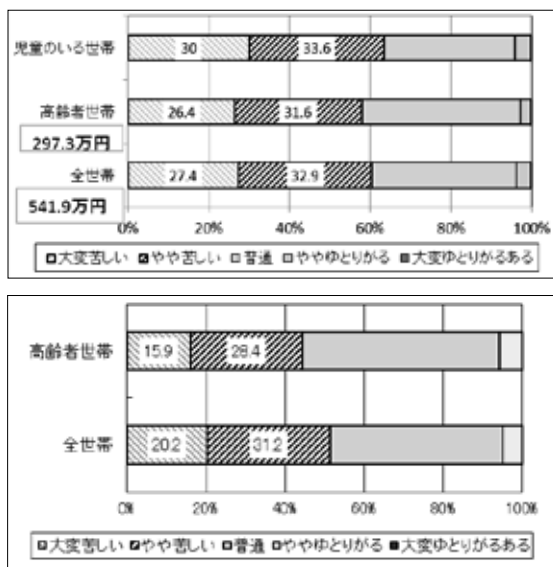
「高齢社会白書」では、高齢者世帯の一人当たり所得が全世帯のそれとあまり相違がないこと、世帯員の年齢階級別の「ジニ係数」(所得分配の不平等度を測る尺度)についても高齢者世帯が格別高いわけではないことが指摘されている。確かに統計調査のデータはその通りであるから、わが国の高齢者は比較的生活にゆとりがある経済状況にある、と考えるよいらうか。

「国民生活基礎調査」から、各種世帯の生活意識を2002年及び2014年についてみる(図3)。全世帯について「大変苦しい」と「苦しい」の合計である「苦しい」とする世帯の割合は、2002年には50.4%だったものが2014年には60.3%へとかなり増加している。高齢者世帯については、「苦しい」とする世帯もまた、2002年の51.4%から58.0%へ増加している。ただし、高齢者世帯の生活意識で「苦しい」とする世帯割合の増加は相対的に小さい。一方、2014年のデータでは、児童のいる世帯が「苦しい」とする割合が最も高く63.6%を占める。児童のいる子育て世帯の生活が苦しくなっており、他方、高齢者世帯の生活は相対的に悪化していない、と推測してよいらうか。熟考を要する問題ではある。

高齢者世帯の約93%が自分の家を所有しているといわれる。さらに、

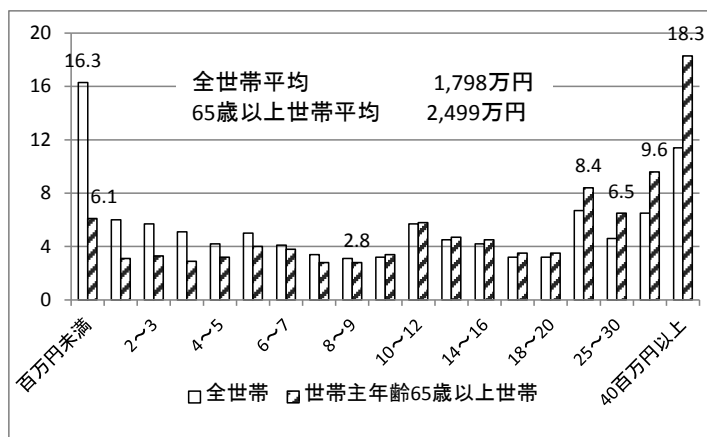
わが国の退職金制度もあって金融資産の保有状況をみれば、一般世帯に比して高齢者が優勢である。二人以上の世帯について、図4の「貯蓄現在高階級別世帯分布」をみよう。右側棒グラフが65歳以上世帯についてである。全世帯の平均貯蓄残高は1,798万円、65歳以上世帯のそれは2,499万円である。

図3 各種世帯の意識調査（上は2002年、下が2014年）



先に見たように、児童のいる世帯の生活感は相対的に「苦しい」のであるから、所得のみでなく貯蓄残高においても65歳以上の者が世帯主の世帯よりも少ない層が多いことは当然であると思われる。とくに全世帯

図4 貯蓄現在高階級別世帯分布（2014年。二人以上世帯、百万円、%）



のうち、貯蓄残高が100万円未満の世帯割合が16.3%、65歳以上の者が世帯主で貯蓄残高100万円未満世帯の割合が6.1%であることに留意する必要があるだろう。

世帯主 65 歳以上の世帯の平均貯蓄残高が 2,499 万円であったが、注意しておくべきことは、この「世帯」には高齢者であっても共働き世帯、どちらかが有業者の世帯が含まれており、彼らの所得と貯蓄残高は高いことである。高齢になるほど無職となり一人暮らしとなるから、「単独世帯」や無職の高齢者世帯についてのデータをみておかなければ高齢者世帯の貯蓄の現実には接近できない。

総務省「全国消費実態調査」（平成 26 年）から、65 歳以上の単身無職世帯の貯蓄現在残高についてみると、男性では 65 ～ 69 歳で 15,519 千円、70 ～ 74 歳で 15,685 千円、75 ～ 79 歳で 10,412 千円である。一方、無職の女性では 65 ～ 69 歳で 15,063 千円、70 ～ 74 歳で 11,841 千円、75 ～ 79 歳で 15,282 千円であり、単身世帯のうち無職世帯の平均貯蓄現在残高は 14,209 千円である。この貯蓄高が老後の生活にとってどれほど不足かあるいは充足しているかはともかく、世帯主 65 歳以上の世帯の平均貯蓄残高 2,499 万円に比して約 1,000 万円の差があることは指摘しておきたい。

（4）高齢者の「豊かさ」

以上、高齢者の経済状況を概観してきたが、「高齢社会白書」が語るように、高齢者は比較的に豊かであると言えるであろうか。同じ「高齢社会白書」19 ページでは、2014 年の 65 歳以上の生活保護受給者が前年よりも増加し 92 万人であること、生活保護受給者の高齢者人口に占める割合が 2.80% で全人口に占める生活保護受給者の割合（1.67%）よりも高いことが指摘されている。所得や貯蓄、生活意識に較べて、この数値はどのような意味をもつであろうか。

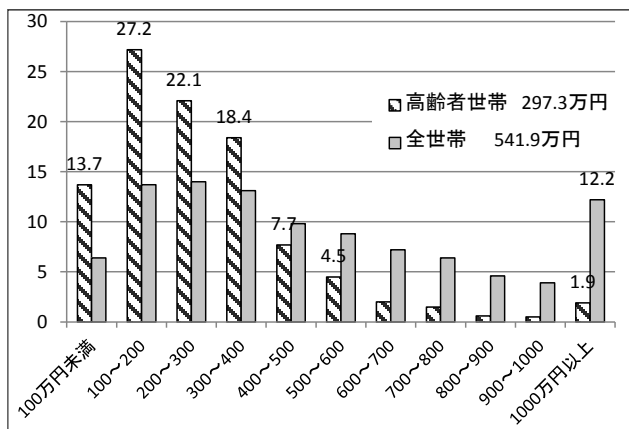
まず、所得階級別の分布について、高齢者世帯を取り出してみたのが図 5 である。ただし、高齢者世帯とは、65 歳以上のみで構成するか、またはこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。これをみると、高齢者世帯の平均所得 297.3 万円よりも低い世帯割合が全高齢者世帯の 63%

と非常に多くを占める。とくに、100万円未満の世帯割合が13.7%、100万円以上200万円未満世帯の割合が27.2%である。それら合計は40.9%にもなる。

2001年の「国民生活基礎調査」では、これらの所得水準の割合がそれぞれ14.5%、24.9%で、200万円未満世帯の割合は39.4%であったから、13年間で高齢者世帯の平均年間所得が減少しただけでなく、低所得高齢世帯の割合が上昇したのである。

これに較べて、全世帯では、年間所得100万円未満の割合が6.4%、100万円以上200万円未満が13.7%、これらの合計が20.1%であるから、200万円未満の世帯割合は、高齢者世帯の場合に比しておよそ2分の1である。ただし、2001年時点で全世帯における年間所得100万円未満の割合は5.5%、100万円以上200万円未満世帯の割合は10.7%であったから、高齢者世帯と同様、全世帯においても低所得世帯の割合が増加したのである²⁾。

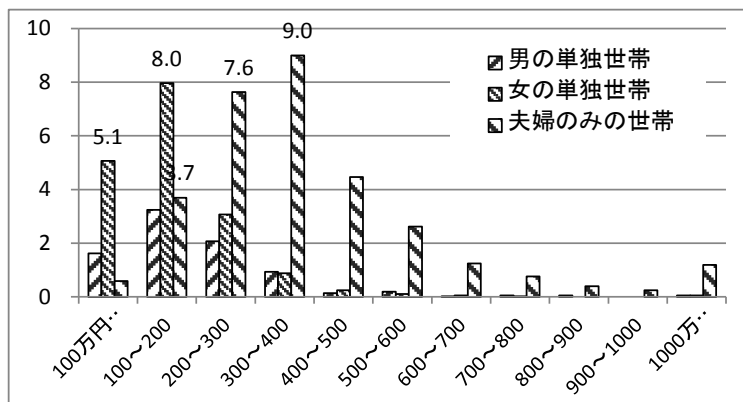
図5 世帯別の所得階級別% (2015年)



さらに高齢者世帯について、年間所得階級別の分布を調べてみよう。「国民生活基礎調査」における「65歳以上の者のいる世帯」からさらに「男の単独世帯」・「女の単独世帯」・「夫婦のみの世帯」を抽出して年間所得の分布を見たのが図6である（図中の各パーセントを合計しても100%にならない）。

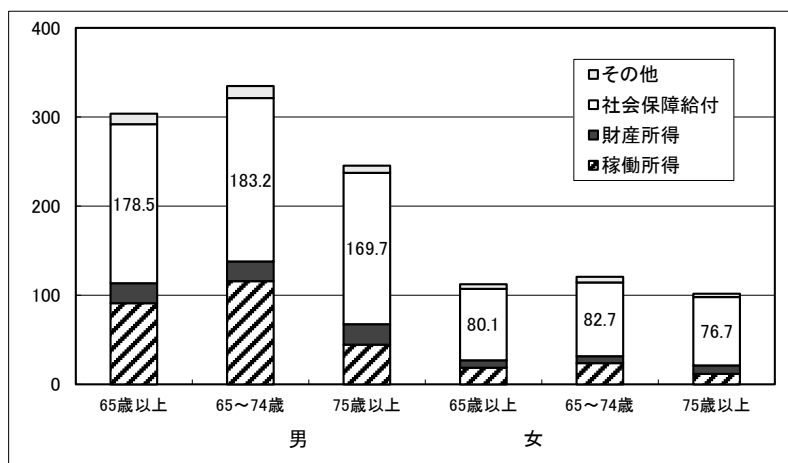
図5に較べると、全世帯の所得階層分布に較べて、高齢者世帯の所得分布は低い層にウエイトが高く歪んでいる。高齢者世帯の年間平均所得は297.3万円であり、平均よりも低い所得の世帯が多く、中央値は240万円であった（「国民所得基礎調査」2014年）。年間所得が平均以下の300万円未満の世帯が、63%にも達し、100～200万円の範囲にある世帯がもっとも多い。また、女の単独世帯は、男のそれに比して所得の低い層に集中しており、男の単独世帯の2倍以上の割合が年間所得200万円未満の階層に属するのである。夫婦のみの世帯であれば、年間所得300～400万円の階層に属する世帯割合が一番多いが、女の単独世帯の最も多くが100～200万円の階層に属するのである。

図6 65歳以上の者のいる世帯の所得分布（2014年、%）



ところで、高齢者世帯で「一人暮らし」が増加していることを既に指摘した。2003年の「高齢社会白書」から、高齢者の所得を性別にみたのが図7である。65歳以上男性の平均所得は303.6万円であるのに対して女性の平均は112.4万円と3分の1に過ぎなかった。女性の高齢者は、稼働所得および財産所得がほとんどなく、社会保障給付においても男性の約4割強に過ぎないのであったが、それから10年以上が経過してこの「性別格差」はどのように変わったであろうか³⁾。

図7 高齢者の所得種類別所得水準（2002年、性別、万円）



出所) 内閣府「高齢社会白書」(平成15年版)より作成。

注) 所得のない者を含んだ平均値。稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得の合計で、いわゆる就業による所得。財産所得は家賃・地代の所得、利子・配当金の合計、社会保障給付は公的年金・恩給その他の社会保障給付金の合計。その他は上記以外の所得の合計。

図7は、高齢者の年代別、性別による所得額構成を示している。所得が少なければ、当然、家計消費支出も少なくなるが、一定以上の消費生活を送るには赤字（不足額）を埋めなければならない、赤字世帯の消費性向は100%を上回る。まず、就業して勤労所得のある高齢者と高齢無職世帯に分け、2002年と最近の所得データを比較したのが表4である。

図7と同様、高齢者であっても稼働所得を得ている（勤め先収入のある）場合は合計所得が高く、月額約67千円の「黒字」である。収入の合計では、勤労者世帯（2人以上）と無職世帯（同）に2002年時点で月額184,834円、2014年時点で月額160,379円の差がある。2014年時点で、勤労者世帯と無職世帯の消費支出には49,517円の差があり、無職の高齢者世帯になれば赤字となり、その額は月額約34千円である。

以上は、2人以上の高齢者世帯についての数値であった。今後高齢者単身世帯の増加が現実視されているが、単身世帯についてはどうであろうか。図8には、高齢無職単身世帯の収入と支出（月額・%）が示されている。

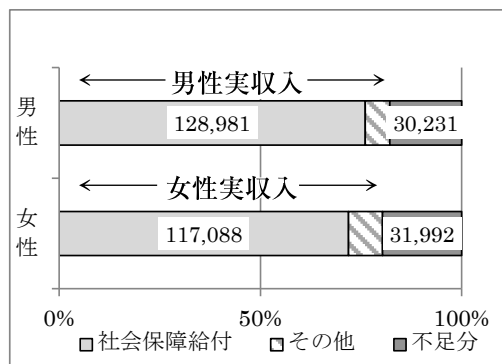
表4 世帯主の年齢が65歳以上の2人以上の世帯の収入と消費（1ヶ月平均、円）

区分	勤労者世帯		無職世帯	
	2002年	2014年	2002年	2014年
実収入	378,599	399,924	193,765	239,545
うち勤め先収入の割合（％）	61.4	56.2	5.2	－
社会保険給付の割合（％）	34.2	38.7	88.6	83.7
実支出	323,061	323,161	228,539	273,644
消費支出	279,184	284,012	208,922	243,310
非消費支出 （税、社会保険料等）	43,877	48,998	19,616	30,334
可処分所得 （実収入－非消費支出）	334,722	350,936	174,148	209,211
黒字（実収入－実支出）	55,538	66,914	▲34,774	▲34,099
平均消費性向（％）	83.4	80.9	120.0	116.3

出所）総務省「家計調査」（平成14年、26年）。▲は不足（赤字）を示す。

注）年平均の1か月の金額。平均消費性向＝消費支出／可処分所得。

図8 高齢者単身世帯の収入と支出（2014年月額、円）



収入の大半は社会保険給付であり、家計は赤字である。女性の高齢者単身世帯では社会保険給付が男性に比して約1万円少なく117,088円、その他収入が13,787円で支出が162,867円であるから、約32千円の赤字となる。後で詳述するが、公的年金の加入履歴、夫に死別した専業主婦（第3号被保険者）の遺族老齢年金が大きな要因でこの差が生じる。

高齢者世帯の貯蓄分布についてみた図4から、3,000万円以上の貯蓄残高を保有する世帯が約3割近くある反面、全体の約3分の2が平均貯蓄額を下回っていることが分かった。65歳以上の無職高齢者世帯が毎月実支出の約15%を自分の貯蓄を取り崩して補っていること、この不足割合は10数年前と較べて決して縮小していないことは、貯蓄分布の歪みが今後とも解消しないことを予想させる。つまり、高齢者世帯について、就業しているかどうか、無職で単身であるかどうか、とくに無職で女性単身であるかどうかにより、所得においても貯蓄残高においても格差が続くことを意味しているのである。

2. 女性の雇用環境

(1) 女性の労働参加

前節では、高齢者の経済状況を詳しくみた。子供とともに老後を暮らすことを希望しても現実には難しく、高齢者のみの世帯、とくに単身で老後を送らなければならない高齢者が増加する。そうして女性こそが高齢単身者として暮らす確率が高いのである。高齢者の生活費は基本的に、現役時代の「働き方」に依存している。女性の働き方についての現状を確認しておこう。労働力率における性差、女性労働力率のM字型カーブ、被雇用者としての男女の賃金格差など、わが国における働く女性の特徴をみる。

はじめに女性の労働力率の特徴を確認する。労働力率とは、年齢15歳以上の人口から学生・家事・高齢者など除き、就業者と完全失業者の合計である労働力人口の15歳以上人口に占める割合である⁴⁾。表5には、労働力人口および労働力率の推移を示してある。労働力に関する長期統計は、1953年（昭和28年）から利用可能である。1953年当時、15歳以上の人口は5,701万人（男2,747万人、女2,954万人）、15歳以上の労働力人口は3,989万人（男2,374万人、女1,614万人）であった。労働力率は男女計で70.0%、男86.4%、女54.6%である。

表5 労働力人口・労働力率の推移

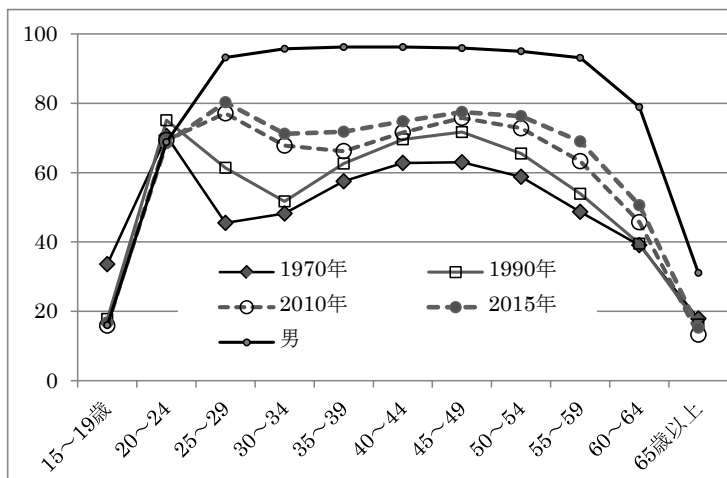
	女 性		男 性	
	労働力人口 (万人)	労働力率 (%)	労働力人口 (万人)	労働力率 (%)
1953年	1,614	54.6	2,374	86.4
1955年	1,741	56.7	2,455	86.4
1970年	2,024	49.9	3,129	81.8
1985年	2,387	48.7	3,598	78.1
2000年	2,753	49.3	4,014	76.4
2010年	2,783	48.5	3,850	71.6
2015年	2,842	49.6	3,756	70.3

女性の労働力人口は、高度経済成長の過程で持続的に増加したが、21世紀に入り、概ね横ばいで推移している。昭和の後半1985年(昭和60年)には、女性の労働力人口が2,387万人、労働力率が48.7%であった。1953年あるいは55年当時と比べてかなり低下している。男性の労働力率は、1953年に86.4%であったものが1970年(昭和45年)に81.8%、1985年には78.1%、それ以降も低下が続き直近の2015年には70.3%である。高学歴化と高齢化の影響である。当然、2015年の男女計労働力率は、59.6%まで低下し、1953年の70.0%から大幅に変化している。全労働力人口に占める女性の割合は、40%台で推移してきたが2015年には43%に達している(以上、総務省「労働力調査」)。

(2) M字カーブの変化と有配偶者の労働力

わが国の女性労働力人口は横ばい、労働力率も49%台で安定している。一方、わが国経済の最大の問題は、少子高齢化であり労働力人口の減少である。そのため、非労働力となっている女性の「労働力人口化」が、子育て世代への支援、税制や社会保険制度の改正も含めて大きなテーマとなっている。そのような中で、わが国の女性労働の状況でとくに話題となるのは、労働力人口の「M字(型)カーブ」である。図9でこれを確認しておこう。

図9 女性の年齢階級別労働力率（年齢5段階、％）



出所) 総務庁(省) 統計局「労働力調査報告」(平成27年)より作成。

注) 数値は年内月平均値である。

図中、凡例で「男」とあるのは2015年の男の年齢階級別労働力率である。かつてM字型カーブのボトムは25～29歳であったが、高学歴化と晩婚化で初出産が遅れていることもあり、最近では30～34歳の階層がボトムとなっている。この年齢階級の労働力率は、1970年で48.2%、2010年で67.8%、2015年で71.2%とわずかずつ上昇してきた。しかし、同年齢層の未婚女性の労働力率が約90%であるのに対して、有配偶者のそれは1970年でおおよそ47%と低かった。しかし、最近では60%まで上昇してきた(総務省「労働力調査」)ことから、家庭婦人の労働力人口化(雇用の拡大)が徐々に進行しているようである。

(3) 女性の結婚と労働

有配偶女性全体のうち〔就業者+完全失業者〕の割合、労働力率(%)は表6のように推移している。有配偶女性の約2分の1が働いている(あるいは働く意志がある)が、未婚女性全体の労働力率は2015年で65.7%であり、それよりもかなり低い。2015年の30歳代女性を取り出してみる

と、未婚女性の労働力率は89%前後であるのに対して、配偶者のいる女性の労働力率は62.8%である。この年代の女性が就業するための社会的基盤整備が進めば女性全体の労働力率の上昇が期待できるのである（表6の資料より試算）。

表6 有配偶女性の労働力率（%）

	1985年	1990年	95年	2000年	05年	10年	15年
労働力率	51.1	52.7	51.2	49.7	48.7	49.2	51.4

出所）総務省「労働力調査」（表Ⅱ-4）より作成。

わが国女性の出産・子育て期の就業希望そのものは高いと言われる。厚生労働省「平成15年版 働く女性の実状」（平成16年3月）では、もしも女性労働力率のM字型カーブの「谷」が解消され就業希望が実現された場合には、112万人の労働力の増加が期待できると試算している（p.14）。さらに、女性の各年齢層における就業希望が実現された場合には、2002年時点で815万人の女性労働力の増加が期待でき、その場合の全体の労働力率は63.0%でアメリカの60.1%並みの値（2001年）であると試算されている。

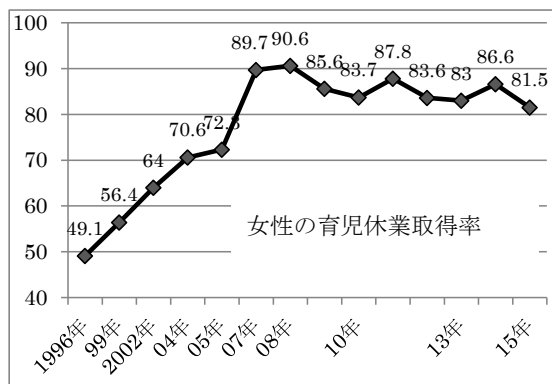
昭和61年（1986年）にわが国で最初の男女雇用機会均等法が施行され、平成9年（1997年）に同法の改正、平成11年に改正法が施行された。図9のM字型カーブのボトムが上昇した理由の幾分かは、同法施行の効果でもあるだろう。出産・子育て期の労働力を増加させることは、マクロ経済的観点から労働力を増加させることだけではなく、女性が連続したキャリアを維持し自分の年金を含む高齢期の経済条件を改善するという、重要な意味ももつ。

平成3年（1991年）の「育児休業法」では、子が1歳に達するまでの間、育児休業をとることができるようになった。平成17年（2005年）には、保育所に入所できないなど「一定の場合」には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができるように「育児・介護休業法」が改正された。また、有期雇用者についても、同法が適用されることになった。

同法の制定と休業期間の延長改正により、女性の育児休業取得率は上昇した。しかし、その上昇も平成20年（2008年）をピークに、80%台で推移している（図10）。女性の労働の態様として非正規社員が増加していることを既に指摘してきた。それらの「有期雇用」の女性についても同法が適用されるが、育児休業取得率は、70%台前半で推移している⁵⁾。

では、育児休業期間はどうであろうか。表は、2015年調査による取得期間別育児休業後復職者割合（%）である（下表。出所は図10と同じ）。法定の最長期間である、子が1歳に達するまでの育児休業期間を利用し

図10 女性の育児休業取得率（%）の推移



ている者が全体の65.7%である。ただし、育児休業を利用しているにもかかわらず6ヶ月未満の休業しかない者が11.7%存在する。12ヶ月未満が65.7%である。法定の最長期間は、利用する側からみれば「最短期間」でもある。12ヶ月を超えて育児休業期間を利用できた者は33.6%である。このうち、12ヶ月～18ヶ月未満取得の者が27.6%で、これを越えて育児休業を得たものはわずかに6.0%に過ぎない。また、最近課題としてあげられている「夫の育児休業」取得については、56.9%が5日未満であることも付け加えておこう。

1ヶ月未満	1ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～12ヶ月未満	12ヶ月～18ヶ月未満	18ヶ月～24ヶ月未満	24ヶ月～36ヶ月未満
1.75%	10.0%	54.0%	27.6%	4.0%	2.0%

取得できる育児休業期間は、雇用する企業側の対応に依存する。表7には、最長育児休業期間について、同法改正前の2002年データと改正後の

2015年データを示してある。確かに、育児休業の最長期間がわずかではあるが延びている。法定の育児休業期間は、子が1歳まであるいは1歳6ヶ月までであるが、この法定期間以内のみに育児休業制度を設けている企業が総数で85%とほとんどであり、1歳6ヶ月を超えた育児休業期間を用意している事業所割合はわずかであるが増加している。18ヶ月を超えた育児休業の取得期間の事業所割合はこれより遙かに低いが、表7からは、従業員500人以上の大企業でなければ取得することが難しいのだ、ということがわかるだろう。

表7 事業所規模別、最長育児休業期間別事業所割合(%)

		1歳未満	1歳～1歳6か月未満	1歳6か月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳以上
2002年		86.1	6.4	0.7	5.1	0.8
うち 企業 規模 別	500人以上	66.7	9.7	5.1	8.5	2.3
	100～499人	80.0	6.2	2.1	8.0	1.4
	30～99人	86.5	5.4	1.0	5.1	1.0
	5～29人	86.4	6.7	0.6	5.0	0.7
2015年		—	84.8	4.0	9.2	2.0

出所) 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」。

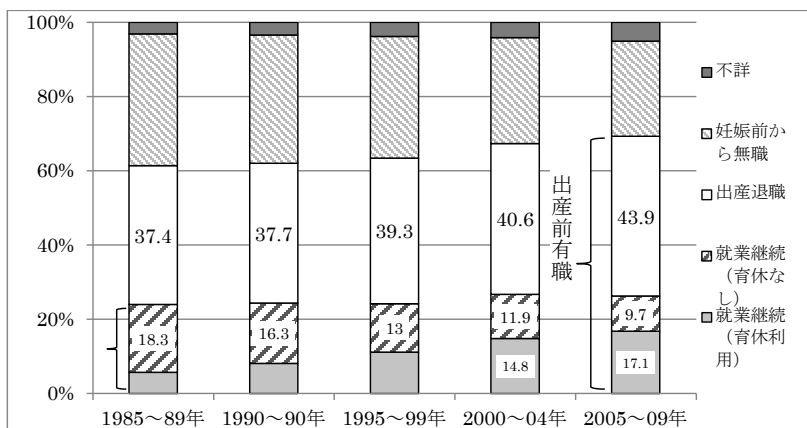
注) 育児休業制度の規定がある事業所=100.0%。「無回答」を省いてある。平成17年4月1日からの法改正により、法定の育児休業期間が、「一定の場合」には、子が1歳6月に達するまで育児休業ができるようになった。

育児休業法が制定され、さらに改正されることにより、企業側の規程整備が一定の範囲で進み、育児休業取得の女性も増加してきたようにみえる。厚生労働省「平成27年版 働く女性の実情」では、女性が職業をもつことについての考え方アンケート結果（女性が回答、平成26年）が記載されている。「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」が45.8%と最も高く、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答えた者が32.4%、「子供ができるまでは、職業をもつ方がよい」11.6%と続く。平成4年（1992年）のアンケートでは、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答

えた者が第1位で45.5%を占めていたので、この期間に女性の考え方に大きな変化があったのである。

では、出産する女性の実際の就業履歴はどのようなものであるか。図11は、第1子出産前後の就業履歴を出産年で区分して比較したものである。出産前に職業に就いていた者は、1985～89年の間で61.4%（＝5.7%＋18.3%＋37.4%）であったが、出産後も職業を継続した者は24%（＝5.7%＋18.3%）であった。直近の2005年～09年の間には、それが26.8%（17.1%＋9.7%）とわずかに増加した。

図11 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の就業履歴（%）



出所) 厚生労働省「平成27年版 働く女性の実情」。

一方、出産前に職業に就いていたが出産を機に退職した者の割合は、1985～89年には37.4%であったものが徐々に上昇して2005～09年には43.9%に増加している。出産を経ても職業を続けた方がよい、そうしたい、と希望する女性が増加し、育児休業を取得している女性も8割を超えているが、第1子を出産した後に退職している女性の割合が増加しているのである。先述の、女性が職業をもつことについての考え方アンケートでは45.8%が「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」との回答であった。このような、女性の希望と現実との大きな差異があることから、政策

的にも雇用者側の対応にも、まだまだ改善の必要が大きいことを確認しておきたい。

3. 働く女性の経済状況

(1) 女性の就業形態

法的整備もあり、女性が出産後も職業を継続したいという希望も増加しているが、そのような期待は実現されてはいないのである。このような現状には、女性の就業における経済的条件等に考慮すべき要因があることを伺わせる。

男性に比べて労働力率の低い女性就業の内容はどうであろうか。表8には、2001年と2015年時点の雇用形態別の就業者数および割合が比較されている。非正規職員・従業員であるパート・アルバイトおよび派遣・嘱託は、2001年時点で全女性就業者の約48%であったが2015年にはさらに56.3%まで上昇している。男性についても正規の職員・従業員の比率が低下しているが、女性ではいっそうその傾向が強いということである。

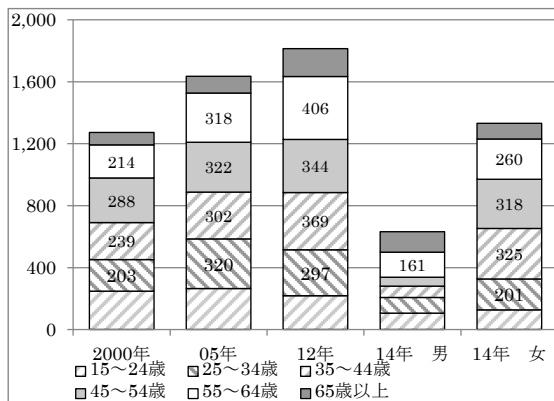
表8 雇用形態別就業者数（上段：2001年2月、下段2015年）

	男女計 (万人)	%	女 (万人)	%	男 (万人)	%
役員を除く雇用者	4,999	100.0	2,076	100.0	2,923	100.0
	5,293		2,388		2,904	
正規の職員・従業員	3,640	72.8	1,083	52.2	2,557	87.5
	3,313	62.6	1,043	43.7	2,270	78.2
パート・アルバイト	1,152	23.0	891	42.9	261	8.9
	1,365	25.8	1,053	44.1	312	10.7
派遣・嘱託・他	208	4.2	103	5.0	105	3.6
	613	11.6	293	12.3	321	11.1

出所) 厚生労働省「労働力調査」より作成。

さらに、非正規雇用労働者を性別、年齢階級別に区分して特徴をみてみる。図12がそれである。男女合計では、24歳以下の非正規雇用が減少し、

図 12 非正規雇用の内訳（万人）



出所) 総務省「労働力調査」より作成。

女性の非正規雇用が多い。とくに、男性と比して25歳～64歳までのすべての年齢階層において女性の非正規雇用が多い。女性の雇用者数は男性の約3分の2であるが、非正規雇用者数は男性の倍以上であり、非正規雇用が非常に多い、という特徴が明確である。

(2) 男女の賃金格差

次に、男女の賃金格差を規定する要因として勤続年数を取り上げよう。わが国の賃金は、年功序列型である。女性の平均勤続年数は、昭和41年（1966年）当時4.0年であったものが徐々に上昇し、平成13年（2001年）には8.9年となった。2015年には9.4年まで微増しているが、男性と較べるとまだまだ低い水準である（常用雇用者について）。

女性労働力率の「M字カーブ」のボトムである年齢階層30～34歳および定年前の年齢階層55～59歳を抽出して比較した。女性の勤続年数だけについてみれば、男性との差は縮小したように見えるが、55～59歳の年齢階層ではその差が拡大しており、定年まで勤務する女性の割合が非常に少ない（表9）。これは、図11に関連した分析結果と整合的である。

35～44歳の年齢階級、55～64歳の年齢階級で非正規雇用が増加している。さらに、2014年における男女別・年齢階層別の非正規雇用を比較したものを右側に図示した。

65歳以上の高齢者を別にすれば、すべての年齢階層で女性

表9 常用雇用労働者の勤続年数

	合 計		30～34歳		55～59歳	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
1985年	6.8	11.9	7.7	9.4	12.6	16.8
2001年	8.9	13.6	8.2	8.6	15.8	23.2
2015年	9.4	13.5	6.7	7.3	15.8	22.7

出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年版より作成。

注) 調査対象は常用労働者で産業・規模計。

わが国労働者の賃金カーブは年功序列型であり、それも正規雇用について言えることであった。女性は男性に較べて勤続年数が少なく、非正規雇用の割合も非常に大きい。そうすれば、女性と男性の賃金格差も大きいことが当然に予測される。表10からは、常用労働者における賃金の性別格差が拡大していることも明らかである。

表10 所定内給与額とその男女間格差（常用労働者、単位：千円）

	1975年	1985年	1995年	2000年	2010年	2015年
女性	85.7	145.8	206.2	220.6	227.6	242.0
男性	139.6	244.6	330.0	336.8	328.3	335.1
男性=100	61.4	59.6	62.5	65.5	69.3	72.2

出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

注) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計。

所定内給与額の男女間格差について、企業規模別、年齢階級別にさらに詳しく見てみる（表11）。わが国企業の賃金カーブは、初任給から上昇し50～54歳で最大となり、それ以降下降する。

企業規模が違ってその傾向は同じであるが、大企業でその傾向がもっとハッキリしている。男女別賃金については就業年が長くなるほどその格差が大きくなる傾向があるが、それは規模にかかわらず同じである。男の賃金を100として、2015年の男女別賃金格差を規模別に見ると、20～24歳の階層について大企業で98.3、小企業で93.0であるものが、賃金が上昇するにつれ格差が拡大し、最も賃金が高い50～54歳の階層では、大

企業で 58.9、中企業で 66.1、小企業で 69.0 である。また、20～24 歳の階層の賃金に比して 50～54 歳のそれは、大企業では男で約 2.4 倍、女で約 1.4 倍、小企業では男で 1.7 倍、女で約 1.3 倍の開きがあることも同時に確認できる。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によれば、パートタイム労働者の 1 時間当たり所定内給与額について、性別にかかわらず一般労働者との給与の格差は大きく、近年さらに広がっている、という。男女間の賃金格差もある。男性に較べて女性の労働力率は低く、常用雇用の割合に相当な格差があり、同じ雇用形態・年齢階級でも給与額に大きな開きがある。

表 11 年齢階級、性、企業規模別賃金（2015 年、月額、千円）

年齢階級	男			女		
	大企業	中企業	小企業	大企業	中企業	小企業
20～24歳	213.7	203.6	194.7	210.0	196.8	181.1
30～34歳	312.0	271.4	258.2	258.2	437.3	213.8
40～45歳	411.2	348.1	312.4	292.9	262.2	230.0
50～54歳	514.8	406.7	332.5	303.2	268.9	229.3
55～59歳	487.6	401.0	332.1	291.0	252.7	229.7

出所) 高齢労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

4. わが国の年金制度と女性の老後

(1) わが国の年金制度

厚生年金制度の 2000 年改正では、育児休業中は本人分と事業主分ともに保険料が免除となった。しかし、育児環境とともに配偶者のいる女性の労働供給を改善させるような年金制度の改革も求められているところである。すでに読売新聞特集記事（2002 年 4 月 2 日）では、「年金制度で少子化対策を講じるべきか」との問いには、「年金制度の中で対策を講じるべきだ」が 35.33%、「どちらとも言えない」が 12.3%で、両者の合計は「年金以外の施策として実施すべきで、年金制度での対策は適当ではない」の

43.7%を超えていることが紹介されている。

わが国では平均寿命の伸びと共に、定年退職後や末子結婚後の老後の期間が長期化している。現役世代において自らが意思決定した「働き方」が、高齢期の生活を支える「年金暮らし」をこれまで以上に大きく左右するのである。言葉を換えれば、長期化する老後の暮らしを念頭に置けば、現役世代の働き方によりいっそう関心をもつ必要があるということで、誰しもが直面する「長生きのリスク」を念頭に現役世代の働き方を選択する必要があるのである。図 11 に関する議論でも、女性が出産後にも継続して勤務したいという希望が強いことを指摘した。女性が働くことを自分の老後の生活と関連させて考えているのは当然であるが、現状は女性の希望通りには行かない、ということも確認した。年金制度を他の社会保障制度等と連携させて、長生きのリスクを軽減し現役時代の働き方が社会的にも有用となるように改善することが課題である。

ところで、わが国の年金制度は、明治時代の軍人恩給から始まり、文官の恩給、官業労働者の各共済組合制度がそれに続き、船員組合や有力企業が独自に年金制度を創り維持してきた。戦後は、高インフレにより年金制度は有名無実化したが、国民全体で老後を支える年金制度へと幾度も改正を重ねてきた。1961年には国民年金制度が発足、満70歳以上の医療費の無料化などが開始され福祉元年といわれた1973年には、「厚生年金法」が改正され「5万円年金」が実現した。厚生年金は男子会社員の平均給与（月額）の60%程度を保証し、国民年金においても夫婦合わせて5万円程度の老齢年金が支給されることとなった。これらの改正は、労働力の増加と高度経済成長に支えられたものであり、後に「大盤振る舞い」と指摘されるところとなった（八田・小口（1999））。

昭和61年（1986年）には、それまで分立してさまざまな矛盾が指摘されていたわが国の公的年金制度を再編成し、国民年金と厚生年金（共済年金）の基礎部分を一元化した「基礎年金」の導入による抜本的制度改革が行われ、新年金制度が施行された。しかし、政府の予測を上回る少子化・寿命の伸びの一方、高い所得の伸びが期待できなくなったことなどが明らかになるにつれ、支給開始年齢の引き上げや年金保険料のアップなどの対

応策が導入されて今日に至っている。

これらの度重なる公的年金制度改革において、女性の位置づけは、女性は結婚して専業主婦になる、というものであった。それゆえ、常用労働者の4分の3未満の勤務時間で年収130万円未満のパートタイム労働者には厚生年金制度への加入が義務づけられることなく推移してきた。厚生年金保険料は、被雇用者と事業主が半分ずつ負担するため、このような条件にある家庭婦人は「専業主婦」とみなされ、本人も事業主も厚生年金保険料の負担は免れる⁶⁾。

これらの制度は、公的年金負担の不公平と共に主婦の労働供給意欲を阻害するものではないか、と批判の対象となっている。先に述べたように、女性の就労意欲は高まっており、高齢期の経済的条件整備が必要なことも社会全体で自覚しなければならない。

(2) 女性の年金

高齢者が自立した生活を送ることができる経済的条件は整えられているのだろうか。高齢者における所得・資産の分布には大きなばらつきがあり、平均所得以下の世帯が多いこと、とくに無職の高齢者世帯や単身高齢者の生活においては消費支出が収入を上回り、「赤字」が拡大していることをすでにみた。高齢者の経済を支える最大の収入源が公的年金であるから、公的年金からの収入をみておこう。

女性高齢者が受け取る年金支給額は男性に較べて見劣りがする。厚生労働省「平成26年度 厚生年金・国民年金事業の概況」(p.22)によれば、平成26年度(2014年度)年金受給者の老齢厚生年金受給月額(平均)は、男女で表のように大きく異なる。さらに厚生年金の女性受給権者は男性の半分に満たない。厚生年金の加入期間は勤続期間とほぼ同一であり、厚生年金(共済年金)は、勤続期間が長いほど、給与が高いほど多くを受給できるが、女性のそれは男性に較べて約10年(120ヶ月)も少ないのが現状である。

	男子	女子
受給権者数	10,403,946人	5,018,074人
受給月額	165,450円	102,252円
被保険期間	36年8ヶ月	26年9ヶ月

国民年金（老齢基礎年金）については、40年（480ヶ月）の加入期間で月額66,008円が受給できるが（平成28年時点）、加入期間に応じて減額される。平成26年時点で、男子が受給する平均年金月額は58,218円、女子は51,455円である⁷⁾。被保険期間の相違が反映されているのである。ちなみに、厚生年金保険の受給権を有しない老齢基礎年金受給者については、平均年金月額が男子54,593円、女子48,588円である⁸⁾。

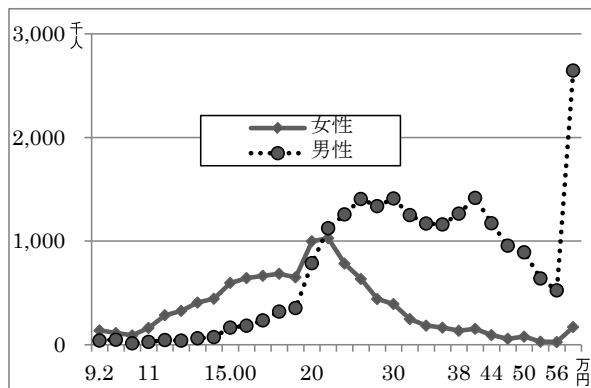
厚生年金に加入していた人が老後に受け取る年金は、この「基礎年金」と「厚生年金」の合計である。厚生年金は「老齢厚生年金」と呼ばれて、満65歳未満の場合、受給額は「定額部分」と「報酬比例部分」に分かれて算出される。

満65歳以上になると、報酬比例部分が主で定額部分を調整した「経過的加算」部分がプラスされる。老齢厚生年金は給与に応じた額が定額部分にプラスされる仕組みで、前者を「報酬比例部分」と呼ぶ。この部分は、現役時代の「標準月額」、加入期間、それに「乗率」を掛け合わせて算出される。乗率は生年月日に応じた率で、1000分の9.5～5.481である。老齢厚生年金の報酬比例部分計算式は、

$$\text{平均標準月額} \times \text{乗率} \times \text{加入期間（月数）}$$

である。何と言っても、老齢厚生年金受給額の差の主因は加入期間（月数）と標準月額である。加入期間は、普通は勤続年数（月数）である。標準月額は、過去の給与を現在価値に換算しているのであるが、基本的には勤務先の給与に依存している。男女間で所定内給与に大きな差があることをすでにみたが、当然、標準月額の分布においても男女間で大きな相違がある。少しデータは旧いが、社会保険庁「厚生年金標準月額」データを用い、図13に1998年の男女比較分布を示した（現状も大差ない）。横軸が標準月額、縦軸が男女の人数である。女性の厚生年金受給権者（加入者）数が男性の約半分以下で、加入期間も短く、平均給与も低いことから標準月額が低いことを既に述べたが、図13でも確認できる。女性にとって現役時代の給与（標準報酬月額）が、男性よりも老後の生活に大きな影響を与えるのである。

図13 標準報酬月額男女分布（1998年、千人、万円）



ところで、妻が専業主婦であった夫婦2人の世帯では、夫の厚生年金16万6千円に妻の約5～6万円の基礎年金が加わり年金収入となる。その年金収入はおよそ23～24万円と推計されている。高齢者世帯の消費支出は月額25万円強であるから、標準的なサラリーマン世帯ではわずかな貯蓄の取り崩しで消費支出を充分賄える、と政府は考えているようだ。しかし現実には、65歳以上の男性で社会保障給付は年額180.7万円（月額15万円）、女性は同98.6万円（月額7万8千円）であることが表12からわかっている⁹⁾。無職高齢者世帯では、毎月34千円以上の赤字となっている。この数値は平均であり、平均以下の収入の高齢者が圧倒的に多いことから、高齢者世帯の経済状況の「分布」に関心をもたなければならない。

(3) 女性の年金分布

夫が厚生年金に加入していた場合、夫が月額約17万円の老齢年金を厚生年金保険から受給し、第3号被保険者であった妻が月額約6万円の老齢基礎年金を国民年金制度より受給する（夫の老齢年金には老齢基礎年金が含まれている）。夫婦合わせて月額約23万円強の年金収入となるのである。妻も厚生年金受給権をもっている場合は、これに月額10万円強が加わる（p.57の表より）。しかし、高齢者単身世帯は増加する一方で、とくに女性の単身世帯の増加は確実である。次にこの問題を考えよう。

わが国の年金制度においては、女性は結婚して専業主婦となることが前提であった。そのため、第3号被保険者としての地位が与えられ、自ら基礎年金を負担することなしに夫の保険に頼るような現状が生まれた。高齢期の年金生活においても現役時代と同様、夫が稼ぎ、妻が家庭を守るという役割分担を重視した制度運営が続いているのである。しかし、男性よりも平均寿命が約8歳も長い、「長生きのリスク」にさらされ、単身高齢者となる確率の高い女性にとって、家計収入の大半を占める公的年金の現状にはどのような特徴があるだろうか。表12に、性別・年齢階級別の公的年金年金額受給者の割合(%)を示した。

表12 性別・年齢階級別・公的年金年金額階級別 構成割合(%)

男 性	50万円	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~350	350万円	平均額
	未満	万円	万円	万円	万円	万円	万円	以上	万円
年齢合計	6.8	19.4	14.2	14.6	19.8	16.8	6.3	2.1	180.7
65~69歳	3.3	5.8	4.2	2.2	1.6	1.2	0.1	0.1	115.5
70~74歳	0.4	3.3	2.7	4.3	6.7	4.6	0.9	0.3	198.1
75~79歳	0.5	3.2	2.6	3.6	6.2	4.2	0.9	0.2	195.0
80~84歳	0.6	2.6	2.2	2.3	3.2	4.3	1.7	0.4	202.3
85歳以上	0.7	2.4	1.5	1.5	1.4	1.8	1.8	0.5	197.8

女 性	50万円	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~350	350万円	平均額
	未満	万円	万円	万円	万円	万円	万円	以上	万円
年齢合計	22.2	40.8	18.7	9.5	5.6	2.2	0.7	0.4	98.6
65~69歳	13.0	4.0	1.3	0.5	0.1	0.0	-	0.0	47.4
70~74歳	2.5	10.1	4.7	2.0	0.7	0.3	0.1	0.0	100.7
75~79歳	2.3	9.8	4.2	1.7	1.1	0.3	0.1	0.1	104.7
80~84歳	2.8	7.7	3.5	1.9	1.1	0.5	0.1	0.0	108.3
85歳以上	2.9	5.2	2.6	1.4	1.1	0.6	0.2	0.1	115.4

出所) 厚生省「年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査)」(平成24年)より作成。

注) 65歳未満を省略。年齢階級の区別なしに、厚生年金のある者と無い者の総計に対する比率である。

表は、厚生年金の無い者を含んだ総計についてのデータで、厚生年金のある者だけについてみれば、男性の平均は192.7万円、女性の平均は110万円である。表より女性に注目すれば、63%が100万円未満の公的年金し

か受給していない。同じ調査によれば、男性高齢者のうち厚生年金のない者の割合は9.4%であるが、女性では22.3%にも上るといふ。

80歳以上の女性に限れば、大半が100万円未満の受給額で、厚生年金のない女性の割合も少なくない。女性は専業主婦として家庭を守るという、現役時代の役割構造が年金生活に反映しているものである。

しかし、女性の半数以上が80歳を超えて長生きするのである。満80歳女性の「平均余命」は11.7歳であることを考えれば、その大半が100万円未満の公的年金で老後を過ごさなければならないのである（たとえ厚生年金の受給権を有していても大差ない）。

サラリーマンの妻にとって、夫が死亡した場合には遺族年金が支給される。その額は、夫の厚生年金の4分の3である。共働きであった場合には、この遺族年金と自分の厚生年金との額を比較して有利な方を選択する。専業主婦であった場合には、遺族年金を受給することになる。しかし、遺族年金の平均年金額は93.4万円であり、厚生年金のみでは92.7万円に過ぎない（「年金制度基礎調査」2015年）。これに自分の基礎年金を加えても、わずか158万円で、月額約13.2万円でしかなく、果たして自立した暮らしができるだろうか。

しかもすでにみたように、年金受給額の分布は平均以下に歪んでばらついているから、遺族年金についても同様である。40年の満期の加入を満たさずに夫に先立たれた場合には、専業主婦であった妻は深刻な経済状況に直面する。「平成24年 年金制度基礎調査（厚生年金受給実態調査）」（厚生労働省）によれば、遺族厚生年金を受給している者は5,033千人である。そのうち受給年額50万円未満が1,370千人（27.2%）、50～100万円未満が1,203千人（23.9%）、100～150万円未満が1,595千人（31.7%）、150～200万円未満が785千人（15.6%）で、受給年額が150万未満の者が82.8%にも及ぶ。100万円未満の者も51.1%と過半を占める。しかもこれら少額の遺族年金受給者の割合は、10数年間で徐々に増えているのである。

さらに、寿命の長い女性は単身で老後を送らなければならない。未婚女性はもちろん、比較的若い時点で離別や死別し、単身で年金に頼る生活を送らなければならない女性の割合もますます増える。表13には、単身高

齢者の性別・年齢階級別・公的年金年金額階級別の構成割合を、女性についてのみ示した。平均すれば、公的年金受給額が100万円未満でしかない層が半数を超えるのである。とくに、65歳未満の単身女性についてみれば、平均年金額が60.6万円と少額で、100万円未満の受給者が84%に及ぶのである。

表 13 女性単身者の年齢階級別・公的年金年金額階級別 構成割合 (%)

	50万円	50～100	100～150	150～200	200～250	250～300	300～350	350万円	平均額
	未満	万円	万円	万円	万円	万円	万円	以上	万円
年齢合計	14.9	27.9	19.5	17.7	13.1	4.6	1.8	0.6	130.7
65歳未満	50.4	33.6	11.5	3.5	0.9				60.6
65～69歳	9.4	29.2	23.6	25.5	8.5	3.3	0.5		126.3
70～74歳	6.1	27.8	21.7	20.8	17.0	4.7	0.5	1.4	144.9
75～79歳	10.5	27.7	19.1	20.6	16.0	5.8	0.3		138.2
80～84歳	10.0	29.3	18.5	15.2	17.0	6.3	3.0	1.1	144.3
85歳以上	15.8	26.5	20.5	15.3	11.6	4.2	5.1	0.9	137.0

出所) 厚生省「年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査)」(平成24年)より作成。

注) パーセントは、年齢階級ごとの割合である。厚生年金・共済年金なしの者を含む。

5. 女性の働き方と年金

女性の就労形態については、第1節で概観した。2015年には、44.1%がパート・アルバイト、12.3%が契約社員・嘱託他であり、いわゆる非正規社員の割合が56%以上である。1995年時点の調査では、正規社員の割合が52.2%であった。20年間で、女性の雇用について、正規社員と非正規社員との割合が逆転したのである。

1995年の労働省の「パートタイムの実態(パートタイム労働者総合実態調査報告)」によれば、女性パートタイム労働者の64.4%が厚生年金保険に加入していなかった。2011年の同調査では、女性パートタイマーの69.3%が厚生年金に加入していない。配偶者である夫の被扶養者になっている女性(国民年金第3号被保険者)が40.4%である。よく知られた「130万円の壁」があり、事業主側が年金保険料の半額負担を嫌うことも大きな

要因である。その結果、年金制度が専業主婦の老後の暮らしを夫依存型にしている、と解釈できる。

それよりも留意しなければならないのは、配偶者のいない女性のパートタイマーの年金加入状況である。厚生年金保険に加入していた夫と死別した場合は、彼女らは同居の期間、国民年金の第3号被保険者であり、遺族年金の受給権者になる。しかし、かなりの割合がそのような状況にはなく、自分が厚生年金に加入していない者が少なくない。女性パートタイマーのうち、配偶者のいない女性が10.6%である。配偶者がいない女性のパートタイマーのうち、公的年金に加入していない者の割合が14%、国民年金のみに加入し厚生年金に加入していない者が18.5%にも上るのである¹⁰⁾。

厚生年金に加入していた夫と死別・離別した者も含めて、65歳未満の女性単身者の50.4%が、受け取る公的年金額が50万円未満に過ぎない。100万円未満の者の割合は84%である。女性の老後の生活は、自分の働き方と年金制度への加入状況だけでなく、結婚した夫の働き方、死別・離別にも大きく左右されるのである。このことを確認しておこう。

表 14 女性：現役時代の経歴類型別・公的年金年金額階級別 受給者割合（%、万円）

		50万円	50～10	100～	150～	200～	250～	300～	350～	350万円	平均
		未満	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	以上	万円
本人の 現役時代 の経歴 類型	総数	22.2	40.8	18.7	9.5	5.6	2.2	0.7	0.4	98.6	
	正社員中心	7.8	22.3	34.3	19.0	9.0	5.1	1.7	0.7	139.3	
	常勤パート 中心	28.5	41.9	20.7	6.0	2.4	0.2	0.1	0.2	80.7	
	アルバイト 中心	22.3	54.9	12.5	6.0	4.3		1.1		83.0	
	自営業中心	27.3	53.1	12.0	4.9	2.1	0.3	0.1	0.3	78.0	
	仕事をし ていない期間 中心	29.4	46.2	6.8	5.9	8.7	2.7	0.2	0.2	88.3	
	中間的な 経歴	26.0	46.1	14.3	7.5	3.9	1.3	0.6	0.4	86.6	
	不詳	23.7	44.5	16.2	8.4	4.5	1.8	0.6	0.3	93.0	

出所) 年金制度基礎調査（高齢年金受給者実態調査）平成24年）より作成。

注) 現役時代の経歴類型ごと（行合計）のパーセント。

表 14 より、正社員で現役時代を過ごした女性の平均公的年金額は 139.3 万円である。常雇いであってもパート中心やアルバイト中心の経歴の女性は、正社員の約 6 割程度の公的年金額となる。

表 15 は、夫・妻ともに 65 歳以上の夫婦世帯で、それぞれが現役時代にどのような就業経歴であったかで分類し、各類型の世帯の平均公的年金額を組み合わせて表示したものである。夫、妻ともに正社員中心の就業履歴の世帯の公的年金額が最も高く、364.4 万円である。夫が正社員の経歴で妻がパートやアルバイト中心の経歴になると、60 万円程少ない公的年金額となる。

表 15 現役時代の経歴類型別 世帯の平均公的年金金額（ともに 65 歳以上の夫婦世帯）（平成 24 年、万円）

		総 数	妻の現役時代の経歴類型					
			正社員 中心	常勤 パート 中心	アルバ イト中 心	自営業 中心	仕事を してい ない期 間中心	中間的 な経歴
総 数		294.7	348.1	287.1	272.8	200.2	320.1	295.6
夫 の 現 役 時 代 の 経 歴 類 型	正社員中心	327.3	364.4	304.0	305.3	299.6	334.9	314.3
	常勤パート 中心	260.6	300.5	245.7	-	273.0	263.6	249.1
	アルバイト 中心	198.7	232.6	200.5	179.0	181.4	209.7	219.5
	自営業中心	166.9	207.7	176.7	163.5	160.2	165.5	171.6
	仕事をし ていない 期間中 心	136.6	352.0	-	-	-	111.4	151.0
	中間的な経歴	195.7	257.0	203.0	375.0	150.0	154.0	183.8

出所) 表14に同じ。

しかし、夫が正社員で妻が仕事をしていない期間中心の経歴の夫婦では 334.9 万円である。この場合、第 3 号被保険者である妻は、保険料を負担してなくても国民年金の加入履歴を有しているから、老齢基礎年金を受給し、夫の死亡後には、遺族年金の受給も受ける。遺族年金のもととなっている夫の厚生年金保険についても妻は負担していないのである。このような理由から、夫が正社員の妻の労働供給が影響を受けないわけではないの

である。ただし、夫が定年前に死別、あるいは離別した女性の年金受給額は相当低くなるであろう¹¹⁾。両者ともにパート中心になると、さらに60万円ほど少ない公的年金額(245.7万円)となり、高齢者世帯(平均1.56人)の「平均所得」300.5万円に及ばないのである。

結びに代えて

わが国経済はグローバルな競争環境にあり、税体系は所得再分配機能重視から競争機能重視へと変化し、さまざまな社会制度で自己責任が強く求められ、社会保障システムも「相互扶助型」から「自立型」への変化が求められている。この変化の方向の是非はともかく、少子高齢社会にあっては、これまでの高い経済成長を前提にした社会保険制度、とくに公的年金保険制度、の存続は難しい。しかも、自分で保険料を負担しない第3号被保険者といい、厚生年金給付額算出に際しての「乗率」といい、年金制度に所得再分配機能を含ませていることも、制度を複雑化しており、公的年金保険制度の維持にとっての課題は多い。

これまで複雑であったわが国の公的年金保険制度は、国民年金と厚生年金・共済年金の「二階建て」に整理されてきたが、現役時代の働き方によって老後に受給する年金額は大きく異なる。この事情は、結婚と出産を経験する女性にとっては、さらに大きな課題を背負わされている。非正規社員が雇用者の4割近くまでに増加し、女性自身は、正規・非正規のどちらの働き方を選択するかという問題と同時に、結婚相手の働き方にも関心をもたなくてはならない。受給する公的年金額と老後の暮らしが、自分の働き方のみならず、夫の働き方にも依存するからである。

マクロ経済的には、わが国の労働力不足に対して女性の(家庭婦人の)労働力率を高めることが求められている。そのために、「男女雇用機会均等法」や「育児休業法」ができ、拡充されてきた。しかし、実態は、女性の労働力を増やすように機能しているとは言えない状況である。「高齢社会白書」などでは、高齢者の所得水準が日本全体のそれと大きな差がないこと、高齢者の所得の「ジニ係数」が現役世代のそれに比してそれほど大

きくないことから、高齢者の暮らしが現役世代に較べて遜色ないとの認識が見える。

果たしてそうであろうか。それらの認識は「平均」に関する評価であり、分布をつぶさに検討してみれば、非常に厳しい暮らしぶり的高齢者のなんと多いことか、がわかる。高齢者の所得と貯蓄についてみれば、非常に低い水準に位置する階層が多く、とくに一人暮らしの女性高齢者がそのような状況にあることがわかった。

ところで、年金制度の運営には、年金財政の問題もあり、若い世代が制度に不信感を募らせていることも周知の事実である。経済成長の観点からは、年金制度が国民の貯蓄・投資に及ぼす影響も考慮しなければならない。しかし、本稿ではこのようなマクロ経済的な問題よりも、女性の生き方の問題として年金制度と運営の実態を把握することに重点を置いた。

女性は男性よりも長命で、それだけでも「長生きのリスク」にさらされるから、老後の暮らしをイメージして現役世代の働き方を考えることが必要ではないだろうか。それは、結局、自立したキャリアを形成して老後の暮らしを楽しむという、長いスパンの生き方を考えることに繋がるのである。

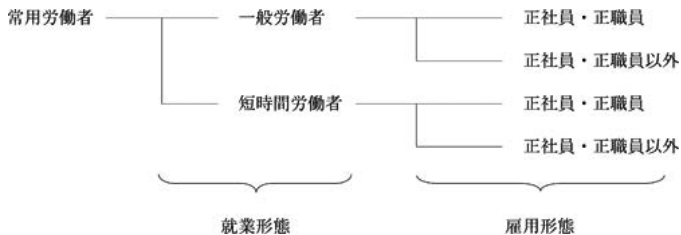
未婚や晩婚の増加に加え、結婚を望まない女性が増えていると聞く。平成15年12月に生命保険センターが行った35～54歳の未婚者に対する「中高年独身層の生活設計に関する調査」によれば、女性の方が主体的に独身生活を選択し、積極的に自己実現型の生活を目指している反面、経済的に苦しい状況を予測し将来への不安をより強く抱いていることが報告されている。労働供給に関して中立的な年金制度に改善するとともに、女性が働きやすい環境を整備することは国民経済の観点からも必要だが、女性自身も、ライフプランをしっかりと立てて現役時代の働き方を選択できるように準備することが必要なことはいうまでもない。

注

*本稿で利用したデータについて附言する。東日本大震災により、岩手県・宮城県・福島県のデータ収集が一時困難になり、2011年データについて他の調査で代替したケースや欠損しているケースがある。

- 1) 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯の約7割において公的年金・恩給の総所得に占める割合が8割以上とされるから、現役時代の働き方で決まる公的年金・恩給受給額の相違が高齢者世帯の所得に直接反映されることになる。
- 2) 全世帯の中でも母子世帯が増加し、その相対的困窮度が増していることも忘れてはならない。
- 3) 2003年のデータではあるが、表のように、所得のない者の割合も、65歳以上の女性全体で14.6%と男性の5倍近くに及び、75歳以上の女性後期高齢者では2割近くが所得を得ていない。当然、生活保護制度の高齢者被保護人員も女性の割合が多く、被保護人員総数に対する65歳以上高齢者の比率は、男性で15.2%、女性で22.6%である（内閣府「高齢社会白書」（2003年版））。
- 4) 労働・雇用に関するデータ処理について確認する。まず、「雇用形態」は、以下のように分類される。

所得のない者の割合（2003年）		
	男性	女性
65歳以上	4.4%	16.5%
65～74歳	3.1%	14.6%
75歳以上	7%	19.1%



「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。

1. 期間を定めずに雇われている労働者
2. 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
3. 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び

5月にそれぞれ18日以上雇われた労働者

「雇用形態」における区分は、以下のごとくである。

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

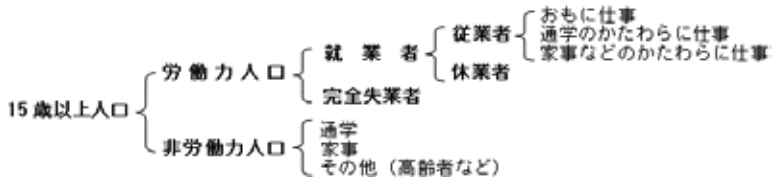
- ・「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。

また、常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

また、15歳以上人口については、以下のように区分する。



- 5) 厚生労働省「平成27年版 働く女性の実情」より。2015年の有期雇用女性の育児休業取得率は73.4%である。
- 6) また、年収103万円未満の専業主婦は夫の扶養家族控除（38万円プラス特別控除38万円）の対象となる。
- 7) これらの数値より、厚生年金は、男性の場合で約11万円強が基礎年金に上乗せされていることがわかる。言い方を変えれば、国民年金にのみ加入して厚生年金受給権のない男性は、厚生年金受給の男性よりも平均して11万円少ない収入となるのである。女性についても同様に、5万円以上の収入差がある。本稿では、いずれの年金の説明においても、「加給年金」部分を捨象してある。
- 8) 国民年金保険料は定額である。ただし、厚生年金保険料は所得比例的（標準報酬月額に比例）であり、その中に国民年金保険料部分が含まれているので、被保険者からは非常にわかりづらい保険料負担となっている。
- 9) 高齢者世帯（2人以上）の消費支出（月額）のうち、食糧（68,318円）、被服・被服費（10,603円）、保険・医療費（16,309円）、家賃（3,516円）、光熱費（20,298円）など「基礎的生活費」は約12万円程度となる（総務省「消費生活実態調査」より試算）。国民年金に40年間加入していれば、個人が満額の年額約78万円の老齢基礎年金を受給できる。月額6万5千であり、2人以上の高齢者世帯の基礎的生活費をカバーできる。すでに日本経済新聞（2004

- 年4月4日)でも、基礎的生活費が約13万であり、夫婦2人の老齢基礎年金(国民年金)で賄うことができる、と指摘されている。しかしこれは「平均」的な姿に過ぎない。本稿では、高齢者の暮らしについて、「分布」の観点を重視して分析している。
- 10) 男性パートタイマーについては、厚生年金に加入している者が31.0%、国民年金にのみ加入している者が14.7%であり、公的年金に加入していない者の割合は15.3%になる。配偶者のいない男性パートタイマーに限れば、公的年金に加入していない者の割合が32.3%にも上る。男性パートタイマーの老後の暮らしはどうなるのだろうか(厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査報告」(平成23年))。
- 11) 夫と離婚した専業主婦にとって、「年金分割制度」がある。「年金制度基礎調査」によれば、平成26年度の離婚件数は228,435組であったが、離婚に伴う「保険料納付記録分割件数」は22,468件であった。

参考文献・資料

- 井堀 利宏(1996)『公共経済の理論』有斐閣。
- 今泉 佳久(2005)『公的年金の経済学』日本経済評論社。
- 厚生労働省「平成26年度 厚生年金・国民年金事業の概況」2015年。
- 厚生労働省「国民生活基礎調査」各年版。
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年版。
- 厚生労働省「年金制度基礎調査」各年版。
- 厚生労働省「平成15年版 働く女性の実状」2004年。
- 厚生労働省「平成27年版 働く女性の実状」2015年。
- 小塩 隆志(1998)『社会保障の経済学』日本評論社。
- 清家 篤・山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社。
- 総務省「家計調査報告書」各年版。
- 総務省「労働力調査」各年版。
- 田近 英治・金子 金子 能宏・林 文子(1996)『年金の経済分析』東洋経済新報社。
- 内閣府「高齢社会白書」年版。
- 西村周三(2000年)『保険と年金の経済学』名古屋大学出版会。
- 野口悠紀雄(1984)『公共政策』岩波書店。
- 八田 達夫・小口 登良(1999)『年金改革論』日本経済新聞社。